

## 山口市道路及び水路整備事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市民の生活環境の向上と法定外公共物等を常に良好な状態で利用できるように、地域内の道路や水路の整備を行い、地域の満足度を向上させるために、地域の協力を得ながら取り組みを行う道路及び水路整備事業（以下「事業」という。）に必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における道路及び水路は、次の各号に定めるものをいう。

- (1) 道路 道路法（昭和27年法律第180号）が適用されない道路（道路側溝を含む。）で、日常生活道路として公共性のある道路をいう。
- (2) 水路 河川法（昭和39年法律第167号）が適用されない河川に準じた水路をいう。

### (対象事業)

第3条 対象となる事業は、次号に定めるところによる。

- (1) 市の補助事業やその他の事業に該当しないものであること。
- (2) 本事業実施について地権者、隣接者等など関係者の同意が得られているものであること。
- (3) 本事業実施後の維持管理については、関係者により行うものであること。
- (4) 個人及び開発行為等に伴う工事ではないこと。

2 前項の規定のほか、特に市長が必要と認めるときは、本事業の対象とすることができる。

### (申請の方法)

第4条 事業の実施を希望するときは、その代表者を定め、山口市道路及び水路整備事業実施申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長へ提出しなければならない。

- (1) 同意書
- (2) 誓約書
- (3) 位置図
- (4) その他市長が必要と認めるもの

### (実施の決定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合には、必要な調査を行い、又その内容を審査の上、予算の範囲内において、事業実施の可否を決定し、山口市道路及び水路整備事業実施決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

### (分担金)

第6条 分担金については、山口市道路整備事業分担金徴収条例（平成23年山口市条例第15号）によるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

年 月 日

山口市長 伊藤和貴様

(要望者)

住 所

代表者氏名 (※)

電話番号

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

### 社会資本整備協働事業の要望について

社会資本整備協働事業について下記のとおり要望します。

#### 記

1 施行場所

2 事業内容

3 添付書類 位置図  
現地写真

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

山口市長 様

（申請者）

住 所

代表者氏名

（※）

（電話

）

（※）法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

山口市道路及び水路整備事業実施申請書

下記道路・水路を改良していただきますよう、山口市道路及び水路整備事業実施要綱第4条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

道路・水路 の名称	
道路・水路 の所在	
受益戸数	
備考	

添付書類

- ・同意書
- ・誓約書
- ・位置図





道路及び水路整備事業に関する誓約書

年 月 日

山口市長 様

住 所 \_\_\_\_\_  
代表者 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

道路及び水路整備事業の施行について、下記事項並びに付帯事項等指示事項について遵守することを誓約します。

記

事業実施に当たり、山口市道路及び水路整備事業分担金条例及び同規則に従い、分担金を納付することを誓約します。

付帯事項

事業の施行により設置した施設については、申請者の負担において維持管理を行うこと。